

瀬戸内海国立公園
(山口県地域)

公園計画書

平成 29 年 3 月 16 日
環 境 省

目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	3
(1)	保護規制計画及び関連事項	3
ア	特別地域	3
(ア)	第1種特別地域	5
(イ)	第2種特別地域	7
(ウ)	第3種特別地域	14
イ	海域公園地区	17
ウ	関連事項	19
(ア)	採取等規制植物	19
(イ)	捕獲等規制動物及び区域	21
(ウ)	普通地域	22
エ	面積内訳	24
3	事業計画	26
(1)	施設計画	26
ア	利用施設計画	26
(ア)	単独施設	26
(イ)	道路	28
a	車道	28
b	歩道	31
(ウ)	運輸施設	32
4	参考事項	33
(1)	過去の経緯	33
(2)	瀬戸内海国立公園海域面積	34

1 基本方針

瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和 9 年に備前瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和 25 年及び昭和 31 年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

山口県地域は、昭和 25 年及び昭和 31 年の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、当該地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、屋代島の大規模なニホンアワサンゴ群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景等が挙げられる。

本地域の利用の形態としては、瀬戸内海の展望、海水浴、キャンプ等の海域での利用が多く、年間約 136 万人（平成 25 年）の利用者が訪れている。今般、屋代島の海域公園に隣接する陸域が区域拡張されたことを踏まえ、海域公園におけるダイビング等の適正な利用促進を進める。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

新たに公園区域として見直しを行った屋代島、黒髪島の各一部は、自然環境及び主要な眺望地等からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図るものとした。また、海岸沿いの海域埋め立て区域については、原則、普通地域とした。そのほかの地域については、現時点において見直しは行わず、将来的に、自然環境等の変化に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 第 1 種特別地域

多島海景観を構成し、自然性の高い島嶼である満珠島・千珠島（下関市）、岩島（周南市）、大水無瀬島・小水無瀬島（周防大島町）は第 1 種特別地域として、現在の景観を保護していく。

(イ) 第 2 種特別地域

多島海と瀬戸の展望地である島嶼部の白木山、本州沿岸部の火の山、太皐山、千坊山、峨嵋山、九州沿岸部の古城山及び多島海景観の重要な構成要素である周南諸島、沖島、柱島群島等並びに海浜レクリエーション地区の虹ヶ浜、室積海岸の砂丘地等は第 2 種特別地域として適正な保全を図る。

(ウ) 第 3 種特別地域

特別地域のうち、上記（ア）、（イ）以外の特別地域は、本地域の風致景観を総

体として維持していくことを主眼として、農林漁業等第 1 次産業との調整に配慮しつつ保全を図っていくものとする。

(エ) 海域公園地区

サンゴ群集域、藻場等優れた海域景観を維持する必要がある海域を海域公園地区とする。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 単独施設

利用実態から見て必要である施設、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

イ) 道路（車道）

利用拠点や展望地等への到達路や景観、自然環境、文化を採勝するための道路として利用されている車道及び歩道を位置づける。

ウ) 道路（歩道）

登山道や景観、歴史、文化等の採勝のための歩道などについて、利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

エ) 運輸施設

関門海峡を望む火の山山頂へ至る運輸施設として、索道を計画する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村、大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	42 国 - 公 - 私 -
	防府市 大字野島の一部	5 国 - 公 - 私 -
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区8林班、50林班及び51林班の各一部 下松市 大字笠戸島の一部	232 国 - 公 - 私 -
	岩国市 大字柱島の一部	514 国 - 公 - 私 -
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積村の各一部	192 国 - 公 - 私 -
	柳井市 大字阿月の一部	201 国 - 公 - 私 -

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 42 林班及び 43 林班の全部並びに 39 林班、40 林班及び 41 林班の各一部 周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字裕島、大字徳山及び大字富田の各一部	499 国 - 公 - 私 -
	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地家室、大字土居、大字外入、大字西安下庄、大字西方、大字西三蒲、大字東安下庄、大字東屋代、大字日前、大字平野、大字椋野、大字森、大字油字及び大字和田の各一部	2,059 国 - 公 - 私 -
	熊毛郡上関町 大字祝島、大字長島及び大字室津の各一部	383 国 - 公 - 私 -
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	7 国 - 公 - 私 -
	合 計	4,134 国 601 公 691 私 2,842

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字豊浦村の一部	5 [国 -] [公 -] [私 -]
	周南市 大字給島の一部	0 (0.03) [国 -] [公 -] [私 -]
	大島郡周防大島町 大字沖家室島の一部	116 [国 -] [公 -] [私 -]
合 計		121 [国 0] [公 99] [私 22]

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
満珠島・干珠島	山口県下関市 大字豊浦村の一部	満珠島及び干珠島とも忌宮神社の神域で、暖温帯性常緑広葉樹林が原生林に近い状態で残されている。 満珠島はモチノキーホソバカナワラビ群落の自然林で、干珠島はスダジイを混じえたイスノキーホソバカナワラビ群落の自然林であるが、いずれも瀬戸内海西部における極盛相を示す植物群落として貴重であり、国の天然記念物にも指定されている。	5 国 - 公 - 私 -
岩 島	山口県周南市 大字裕島の一部	瀬戸内海の多島海美を構成する島及び岩礁で、良好な自然状態を残している。	0 (0.03) 国 - 公 - 私 -
小水無瀬島 大水無瀬島	山口県大島郡周防大島町 大字沖家室島の一部	周防大島町沖家室島沖の無人の両島は、いずれもクワ科の常緑樹であるアコウが自生しており、その分布の北限地として植物地理学上貴重なものである。 大水無瀬島では、礫浜に近い小崖に、小水無瀬島では断崖壁に自生が見られ、北限地であるため著しい巨樹は認められないが、相当の生育状態を示す。県の天然記念物にも指定されている。	116 国 - 公 - 私 -
合 計			121 国 0 公 99 私 22

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	下関市 大字藤ヶ谷、大字前田及び大字椋野の各一部	37 [国 -] [公 -] [私 -]
	防府市 大字野島の一部	5 [国 -] [公 -] [私 -]
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森 林計画区 48 林班、50 林班及び 51 林班の各一部 下松市 大字笠戸島の一部	232 [国 -] [公 -] [私 -]
	岩国市 大字柱島の一部	514 [国 -] [公 -] [私 -]
	光市 大字牛島、大字虹ヶ浜、大字光井及び大字室積 村の各一部	192 [国 -] [公 -] [私 -]
	周南市 大字大島、大字大津島及び大字栗屋の各一部	58 [国 -] [公 -] [私 -]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	大島郡周防大島町 大字伊保田、大字浮島、大字沖家室島、大字久賀、大字地家室、大字外入、大字土居、大字西方、大字日前、大字平野、大字椋野、大字森、大字油字及び大字和田の各一部	1,242 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡上関町 大字祝島及び大字長島の各一部	68 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	7 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
合 計		2,355 〔 国 147 〕 〔 公 214 〕 〔 私 1,994 〕

(表5：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
火 の 山	山口県下関市 大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の各一部	火の山は、関門海峡・響灘を見渡す優れた展望地である。	37 国 - 公 - 私 -
沖 島 ・ 平 島	山口県防府市 大字野島の一部	植生は、マサキートベラ群集である。	5 国 - 公 - 私 -
笠 戸 島 古 島 上 コ ウ ズ 瀬 下 コ ウ ズ 瀬	山口県下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区 48 林班、50 林班及び 51 林班の各一部 山口県下松市 大字笠戸島の一部	笠戸島は海岸線の出入りが激しく、大小様々な奇岩や県木のアカマツ林で覆われた急傾斜面が多く、島の約半分が国有林である。古島はマサキートベラ群集の植生が見られる。	232 国 - 公 - 私 -
柱 島 群 島 伊勢小島・鞍柱島・小柱島・続島・手島・中小島・福良島・長島・保高島・黒島・柱島・端島	山口県岩国市 大字柱島の一部	洪積世末の陥没により島嶼が形成された断層性の沈水島群で、植生は主にマサキートベラ群集であるが、小柱島は主にミミズバイースダジイ群集、柱島ではシイ・カシ萌芽林が見られる。内海景観の重要な構成因子であり、代表的な景勝地の一つである。	514 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
虹ヶ浜海岸	山口県光市 虹ヶ浜の一部	島田川をはさんで室積海岸と連なった白砂青松の優れた海岸で、海水浴、キャンプの適地である。	17 国 - 公 - 私 -
大水無瀬島 小水無瀬島	山口県光市 大字光井の一部	無人島で、植生は主にマサキトベラ群集で、野ウサギが生息している。	15 国 - 公 - 私 -
室積海岸	山口県光市 大字光井、大字室積村の各一部	虹ヶ浜海岸と共に、白砂青松の優れた海岸で海水浴、キャンプの適地である。	12 国 - 公 - 私 -
室積半島	山口県光市 大字室積村の一部	典型的な陸繋島で、植生は主に二次林的なアカマツ林であるが、コジイ群集、リンボク、ウラジロガシ等の暖地性の植物が多い。中でも峨眉山は、峨眉山樹林として天然記念物にも指定されている。	48 国 - 公 - 私 -
千坊山 大峰山	山口県光市 大字室積村の一部	室積半島、御手洗湾を見渡す優れた展望地である。また、両山ともコバノミツバツツジーアカマツ群集が主である。	99 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
熊 南 群 島 尾 島・亀 岩・ 小 山・小 祝 島 ・長 島・ 刎 島	山口県光市 大字牛島の一部 山口県熊毛郡上関町 大字祝島及び大字長島の各一部 山口県熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	尾島は無人島でマサキトベラ群集が主な植生で、野ウサギが生息している。小祝島は無人島で安山岩からなり、海岸は崖となって頂上まで急斜面となっている。全島常緑広葉樹林で薪炭林として利用されたこともあるが、極相に近い植生を示し、学術上貴重である。 長島は、瀬戸内海多島海美を見渡す優れた展望地である。 刎島は、干潮時には馬島と陸続きとなり、植生はマサキトベラ群集が主である。	76 国 - 公 - 私 -
周 南 群 島 樺 島・洲 島	山口県周南市 大字大津島の一部	樺島は白砂青松が美しく、湧水もある。また洲島は、ホソバナカナワラビースタジイ群集が見られる。	18 国 - 公 - 私 -
太 華 山	山口県周南市 大字大島及び大字栗屋の各一部	内海景観の主要な展望地となっている。植生はもともとスタジイやタブノキ林であったが、現在はほとんど二次林である。山頂周辺は、ギフチョウの分布南限である。	40 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
情 諸 金 島 丸 島	山口県大島郡周防大島町 大字伊保田の一部	情島の植生は主にマサキートベラ群集であるが、内陸部はクロマツの植林、標高100m以上のところは、コナラ群落も見られる。諸島は周囲は急峻であるが、頂上は緩やかで安山岩からなり、植生は主にマサキートベラ群集である。	85 国 - 公 - 私 -
鯛 ノ 峰	山口県大島郡周防大島町 大字伊保田及び大字油宇の各一部	鯛ノ峰、両源田、雨振地区で、マサキートベラ群集が主な植生であるが、鯛ノ峰ではコバノミツバツツジーアカマツ群集、コナラ群落も見られる。鯛ノ峰は瀬戸内海多島海を見渡す優れた展望地である。	51 国 - 公 - 私 -
頭 浮 飛 島 瀬 島	山口県大島郡周防大島町 大字浮島及び大字土居の各一部	浮島は花崗岩からなる島で、植生は、海岸部はマサキートベラ群集、内陸部は主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である。頭島の植生はマサキートベラ群集である。飛瀬島は無人島で植生はウバメガシートベラ群集である。	205 国 - 公 - 私 -
前 福 幣 島 島 振 島	山口県大島郡周防大島町 大字久賀及び大字棕野の各一部	前島は、マサキートベラ群集が主な植生であるが、南側はクロマツの植林も見られる。福島、幣振島は、内海景観を構成する島々で優れた自然を有する。	119 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
白 木 山	山口県大島郡周防大島町 大字地家室、大字外入及び大字西方の各一部	瀬戸内海多島海を見渡す優れた展望地である。植生は、主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である。	689 国 - 公 - 私 -
沖 家 室 島	山口県大島郡周防大島町 大字沖家室の一部	沖家室島は海域公園地区に隣接しており、主に玄武岩質の岩肌が露出した岩石海岸や砂浜海岸が見られる。植生は主にマサキートベラ群集やクヌギアベマキ群落である。	52 国 0 公 0.2 私 51.8
東 和 群 島 鍋島・真宮島・ 我島・ハン ド島・前小島・ 満 島	山口県大島郡周防大島町 大字西方、大字森、及び大字和田の各一部	東和群島を構成する島々で、多島海美の重要な構成因子となっている。マサキートベラ群集が主な植生である。真宮島は干潮時には屋代島から歩いて渡ることができる。	16 国 - 公 - 私 -
帯 石	山口県大島郡周防大島町 大字日前の一部	嵩山の中腹にあり、日前沖の多島海を見渡す優れた展望地である。樹林がうっそうと生い茂り、植生は主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である。	25 国 - 公 - 私 -
合 計			2,355 国 147 公 214 私 1,994

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	柳井市 大字阿月の一部	201 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林 計画区 42 林班及び 43 林班の全部並びに 39 林班、 40 林班及び 41 林班の各一部 周南市 大字大津島及び大字富田の各一部	441 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大島郡周防大島町 大字久賀、大字西安下庄、大字西三蒲、大字東安 下庄、大字東屋代及び大字油宇の各一部	701 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡上関町 大字室津の一部	315 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	合 計	1,658 〔 国 454 〕 〔 公 378 〕 〔 私 826 〕

(表7：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
周 南 群 島 黒髪島・仙 島・竹島・中 ノ島・鍋島・ 西ノ島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林 計画区岩徳森林計画区 42 林班及 び 43 林班の全部並びに 39 林班、 40 林班及び 41 林班の各一部 山口県周南市 大字大津島及び大字富田の各一部	黒髪島及び仙島は全島花崗岩からなり大半が国有林で ある。植生は海岸部はマサキートベラ群集、内陸部はコ バノミツバツツジーアカマツ群集である。 竹島、中ノ島、鍋島及び西ノ島の植生は主にマサキ ートベラ群集である。	441 国 - 公 - 私 -
皇 座 山	山口県柳井市 大字阿月の一部 山口県熊毛郡上関町 大字室津の一部	新第三紀の輝石安山岩からなる中起伏山である。植生 は山頂付近ではススキ群落、中腹周辺ではコバノミツバ ツツジーアカマツ群集、海岸部ではマサキートベラ群集 である。多島海美を見渡す優れた展望地である。	516 国 - 公 - 私 -
嘉 納 山	山口県大島郡周防大島町 大字久賀、大字西安下庄、大字西 三蒲、大字東安下庄及び大字東屋 代の各一部	嘉納山、文殊山、源明山、嵩山の四峰があり、いずれ も 600m 以上の標高である。地質は下部が花崗岩閃緑 岩で、山頂付近は新第三紀の輝石安山岩から成っている。 植生は主にコバノミツバツツジーアカマツ群集である が、文殊山中腹、嘉納山山頂付近はサカキウラジロガ シ群集、源明山には集塊岩地植生群、嵩山山頂にはホソ バカナワラビースダジイ群集が見られる。	648 国 - 公 - 私 -

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
片 島	山口県大島郡周防大島町 大字油宇の一部	高所は輝石安山岩からなる。植生は海岸部がマサキートベラ群集、内陸部はタブ群集が見られる。	53 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-								
公	-								
私	-								
合 計			1,658 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>454</td></tr> <tr><td>公</td><td>378</td></tr> <tr><td>私</td><td>826</td></tr> </table>	国	454	公	378	私	826
国	454								
公	378								
私	826								

イ 海域公園地区

次の区域を海域公園地区とする。

(表8：海域公園地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	大島郡周防大島町 地家室地先、外入地先及び沖家室地先	56.4
合 計		56.4

(表9：海域公園地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
牛ヶ首	山口県大島郡周防大島町 地家室地先	クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	20.3
地家室	山口県大島郡周防大島町 地家室地先	水深2mから10mにかけての岩盤や転石の上にニホンアワサンゴの大規模な群落の分布が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	13.0
伊崎	山口県大島郡周防大島町 外入地先	クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	18.6
沖家室	山口県大島郡周防大島町 沖家室地先	クロメ、ホンダワラ類の海藻群落や多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、一部の海域ではダイビング、シーカヤック等の利用も行われている。これらのことから、景観の保護を図る必要がある。	4.5
合 計			56.4

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物は次のとおりとする。

(表 10：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	マンネンスギ
イ ワ ヒ バ	イワヒバ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	エダウチホングウシダ
シ ノ ブ	シノブ、タマシダ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チ ャ セ ン シ ダ	アオガネシダ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンダ、イワオモダカ
シ シ ラ ン	タキミシダ、シシラン
ク ワ	カカツガユ
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キ ン ポ ウ ゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、タカネハンシウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メ ギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウ マ ノ ス ズ ク サ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤ ッ コ ソ ウ	ヤッコソウ
モ ウ セ ン ゴ ケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケ シ	シマエンゴサク
ベ ン ケ イ ソ ウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バ ラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マ メ	ナルトオオギ
ハ マ ビ シ	ハマビシ
ト ウ ダ イ ゲ サ	イワタイゲキ

ヒ	メ	ハ	ギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ		
ア		オ	イ	ハマボウ		
ジ	ン	チ	ョウ	ゲ	コショウノキ	
グ				ミ	ナツアサドリ	
イ	ワ	ウ	メ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)		
イ	チ	ヤ	ク	ソ	ウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチャクソウ、ジンヨウイチャクソウ
ツ		ツ		ジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲツツジを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)	
サ	ク	ラ	ソ	ウ	シコクカッコソウ	
リ		ン	ド	ウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ	
ア		カ		ネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ	
ム	ラ	サ	キ	ムラサキ		
ク	マ	ツ	ヅ	ラ	イワダレソウ	
シ				ソ	イガタツナミソウ	
イ	ワ	タ	バ	コ	イワタバコ、イワギリソウ	
ハ	マ	ウ	ツ	ボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ	
タ	ヌ	キ	モ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イマタヌキモ、ムラサキミミカキグサ		
ス	イ	カ	ズ	ラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ	
マ	ツ	ム	シ	ソ	ウ	マツムシソウ
キ	キ	ョ	ウ	サワギキョウ、キキョウ		
キ				ク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ	
ホ	ン	ゴ	ウ	ソ	ウ	ホンゴウソウ
ユ				リ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ	
ビ	ヤ	ク	ブ	ナベワリ		
ヒ	ガ	ン	バ	ナ	ハマオモト (ハマユウ)	

ア ヤ メ ヒナノシャクジョウ サ ト イ モ カ ヤ ツ リ グ サ ラ ン	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ ヒナノシャクジョウ ムサシアブミ、ユキモチソウ イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ
---	---

(イ) 捕獲等規制動物及び区域

海域公園地区内において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりとする。

(表 11：捕獲等規制動物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動物
牛ヶ首、地家室、伊崎、沖家室	全域	大規模なニホンアワサンゴ群落やクロメ、ホンダワラ類の海藻群落、多くの魚種が確認されるなど優れた海中景観を有する区域である。	56.4	ウスマメホネナシサンゴ、ニホンアワサンゴ、キサンゴ科、ムツサンゴ、カワリギンチャク、ウミイチゴ、ウミカラマツ

(ウ) 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表 12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
山口県	防府市 大字野島の一部	70 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	下松市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳 森林計画区 44 林班から 47 林班まで及びに 49 林班の全部並びに 48 林班、50 林班及び 51 林 班の各一部 下松市 大字笠戸島の一部	689 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	周南市 大字大島、大字大津島、大字栗屋、大字徳山、 開成町及び臨海町の各一部	1,152 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大島郡周防大島町 大字東屋代の一部	11 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡田布施町 大字馬島の一部	53 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	熊毛郡平生町 大字佐合島の一部	105 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	陸 域 合 計	2,080 〔 国 403 〕 〔 公 154 〕 〔 私 1,523 〕

陸域公園区域の地先海面の一部 ※1、※2	836,633
合 計	838,713

- ※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできな
いため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。
- ※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。
- ※3 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積
は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の
公園区域は変更無し）。

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別面積及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 13：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			海域公園 地区 ※1	普通地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2							
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			合計 (陸域)												
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							
合計	土地所有別面積	0	0	0	0	99	22	147	214	1,994	454	378	826	403	154	1,523	1004	845	4,365						
	地種区分別面積 (比率)				121 (1.9)			2,355 (37.9)			1,658 (26.7)														
	地域地区別面積 (比率)	0 (0)												4,134 (66.5)											
	地域別面積 (比率)													4,134 (66.5)			2,080 (33.5)			6,214 (100.0)			56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)
																	合計(陸域・海域)						842,903		

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。

※3 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

(表 14：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区 市町村名		特別地域				普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海城 公園 ※1	普通地域 (海城) ※1 ※2	合計 (海城) ※1 ※2	
		第1種	第2種	第3種	小計						
山 口 県	下関市	5	37	0	42	0	42				
	防府市	0	5	0	5	70	75				
	下松市	0	232	0	232	689	921				
	岩国市	0	514	0	514	0	514				
	光市	0	192	0	192	0	192				
	柳井市	0	0	201	201	0	201				
	周南市	0	58	441	499	1,152	1,651				
	大島郡	周防大島町	116	1,242	701	2,059	11	2,070			
	熊毛郡	上関町	0	68	315	383	0	383			
		田布施町	0	7	0	7	53	60			
平生町		0	0	0	0	105	105				
合 計		121	2,355	1,658	4,134	2,080	6,214	56.4	836,633	836,689	

※1 海城は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。

※3 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 15：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	山口県下関市（火の山山頂）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
2	園地	山口県周南市（太華山山頂）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
3	園地	山口県周南市（大津島馬島）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
4	園地	山口県下松市（笠戸島瀬戸）	休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
6	野営場	山口県下松市（笠戸島白浜）	野外レクリエーション機能を総合的に備えた地区として整備する。	平成3年7月26日 告示
12	園地	山口県光市（虹ヶ浜）	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示
13	水泳場	山口県光市（虹ヶ浜）	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示
14	園地	山口県光市（室積海岸）	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
15	水泳場	山口県光市（室積海岸）	白砂青松の地を活かした保養の場とする。	平成3年7月26日 告示
17	園地	山口県光市（峨媚山）	自然観察、休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
20	園地	山口県大島郡周防大島町（白木山 山頂）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
23	園地	山口県熊毛郡上関町（皇座山山頂）	展望及び休憩機能を備えた園地とする。	平成3年7月26日 告示
24	園地	山口県大島郡周防大島町（地家室）	休憩機能を備えた園地とする。	新 規

(イ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	火の山線	起点－山口県下関市 (棕野・国立公園境界) 終点－山口県下関市 (火の山山頂)		市街地から火の山に至る ルートとする。	平成3年7月26日 告示
2	太華山線	起点－山口県周南市 (栗屋・国立公園境界) 終点－山口県周南市 (奈切・国立公園境界)	太華山	太華山を回遊するルート とする。	平成3年7月26日 告示
3	室積大峯千坊線	起点－山口県光市 (大峯・国立公園境界) 終点－山口県光市 (千坊・国立公園境界)	大峯峠 千坊山	大峯山と千坊山を連絡す るルートとする。	平成3年7月26日 告示
4	嘉納山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (能庄・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (嘉納山山頂)		嘉納山に至るルートとし、 嘉納山線歩道の有効的利 用を図る。	平成3年7月26日 告示
5	下田白木山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (下田・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (白木山山頂)		白木山に至るルートとす る。	平成3年7月26日 告示

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
6	帯石観音嵩山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (日前・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (嵩山山頂)	帯石観音	帯石観音、嵩山に至る幹線 ルートとする。	平成3年7月26日 告示
7	室津皇座山線	起点－山口県熊毛郡上関町 (室津・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (皇座山山頂)		皇座山に至るルートとす る。	平成3年7月26日 告示
8	平山皇座山線	起点－山口県熊毛郡上関町 (平山・国立公園境界) 終点－山口県熊毛郡上関町 (皇座山・車道合流点)		皇座山に至るルートとす る。	平成3年7月26日 告示

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
9	伊崎牛ヶ首線	起点－山口県大島郡周防大島町（田ノ浦・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（磯崎西・国立公園境界） 起点－山口県大島郡周防大島町（地藏浜西・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（佐連西・国立公園境界） 起点－山口県大島郡周防大島町（佐連東脇・国立公園境界） 終点－山口県大島郡周防大島町（戸ノ浦・国立公園境界）	伊崎、地家室、牛ヶ首	ニホンアワサング群集等の海中景観を採勝する地家室等に至るルートとする。	新 規

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 17：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	太華山線	起点－山口県周南市 (奈切・国立公園境界) 終点－山口県周南市 (太華山山頂)		太華山山頂までの登山道及び探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成3年7月26日告示
2	笠戸島回遊線	起点－山口県下松市 (笠戸島瀬戸) 終点－山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 起点－山口県下松市 (笠戸島瀬戸) 終点－山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 起点－山口県下松市 (笠戸島江ノ浦・国立公園境界) 終点－山口県下松市 (笠戸島深浦・国立公園境界)	高山 落 尾郷 本浦 峠ノ浦 白浜 松ヶ浦	笠戸島を回遊する探勝歩道として既存歩道と連絡させ整備を図る。	平成3年7月26日告示
3	千坊山線	起点－山口県光市 (大峯山山頂) 終点－山口県光市 (千坊山山頂)		大峯山から千坊山に至る縦走路、探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成3年7月26日告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
4	嘉納山線	起点－山口県大島郡周防大島町 (文殊山・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (源明山・国立公園境界) 終点－山口県大島郡周防大島町 (帯石観音・国立公園境界)	文殊山 嘉納山 源明山 嵩山	屋代島の嘉納山山地を結ぶ縦走路、探勝歩道として既存歩道の整備を図る。	平成3年7月26日告示
5	相浦皇座山線	起点－山口県柳井市 (相浦・国立公園境界) 終点－山口県熊毛郡上関町 (皇座山山頂)		皇座山への登山道として整備を図る。	平成3年7月26日告示

(ウ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 18：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	火の山線	索道運送施設	起点－山口県下関市 (火の山山麓) 終点－山口県下関市 (火の山山頂)	火の山線	火の山山頂へ至るロープウェイとして既存施設及びその周辺の整備を図る。	平成3年7月26日告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和25年	5月18日	大島郡内主要峰から徳山湾に至る島嶼部の区域指定
昭和31年	5月1日	岩国市、大島郡周辺島嶼部、光市、下関市及び北九州市の区域指定
平成3年	7月26日	情島、柱島、浮島、黒髪島、白木山、皇座山及びその周辺地域の区域指定（再検討）
平成18年	1月19日	海域普通地域内での埋立てにより陸域化した部分の公園区域の明確化（点検）

イ 保護計画

昭和32年	10月23日	特別地域の決定
平成3年	7月26日	特別地域の決定（再検討）
平成25年	2月28日	周防大島町の周辺海域を海域公園地区に指定（一部変更）

ウ 利用計画

昭和27年	10月23日	施設計画の決定（室積園地）
昭和29年	2月18日	施設計画の追加（松原海水浴場、太華山道路（車道））
昭和32年	10月23日	施設計画の追加（単独施設、道路（車道）、道路（歩道））
昭和45年	12月12日	施設計画の追加（笠戸島園地）
昭和48年	8月2日	施設計画の追加（笠戸島野営場）
平成3年	7月26日	施設計画の決定（再検討）
平成18年	1月19日	施設計画の一部変更（点検）